

令和2年度京都市防災会議及び京都市国民保護協議会についての御意見及び回答

	委員名	御意見	京都市回答
1	京都府 壺内委員	救助実施市である貴市との連携により、発災時には、被災者の救助を円滑かつ迅速に実施できるよう、より一層の御協力をお願いします。	救助実施市として、大規模災害時に円滑かつ迅速に災害救助を行うために、京都府との連携・調整が非常に重要と考えております。そのため、平時から京都府が開催する災害救助資源配分連絡会議や訓練等を通じ、京都府及び関係機関との更なる連携強化を図ってまいります。
2	京都市 地域女性連合会 高橋委員	市民の安心安全のため、御尽力いただきありがとうございます。災害時に正確な情報をいち早く届けて下さることを期待します。その後は私達市民の行動、人から人、人と人、支えあうことが大切と思いました。	災害時に避難勧告や避難指示等の緊急情報を市民等に伝える必要がある場合は、緊急速報メール、Ｌアラート（災害情報共有システム）等により、市全域あるいは区単位で市民や観光客に対して迅速な避難等の情報を提供しています。 一方、緊急速報メールを受け取れない避難行動要支援者の方には、避難情報伝達システムを活用して情報提供するとともに、自主防災組織の役員の方や、早期の避難行動を要する地下街や社会福祉施設等の要配慮者施設の関係者の方に対しても、気象情報や避難情報を提供しています。 更に、大規模災害が発生又はそのおそれがある時は「災害時の放送に関する協定書」に基づき、各放送機関に対して必要事項の放送要請をなど、市民へ正確な情報をいち早く発信できるよう努めてまいります。

	委員名	御意見	京都市回答
3	京都 YWCA 上村委員	京都市はウイズコロナ社会およびアフターコロナ社会を見据えつつ、SDGsの達成、「誰一人も取り残さない」社会の実現に取り組んでおられ、敬意を表したいと思います。その観点から、要配慮者への対応も種々なされているように思います。 私どもの団体は、多文化共生を掲げて長年外国籍の人々を支援してきましたが、要配慮者に含まれる外国人への災害時における支援や防災教育（特に言葉や伝達方法の問題）に一層力をいれていただければと思っています。 報5の「京都市第2次防災対策総点検（127項目）の取組状況について」を見ますと、項目8および項目46において外国籍市民への対応のための関係団体との連携や、情報伝達の充実が点検項目として挙げられています。 京都市において多くの外国籍市民の方が暮らし、社会を支える一員となっており、また今後コロナ禍後は、多くの外国からの観光客が再び京都に来られると思われます。外国籍の方への防災教育や言葉の問題への対応を引き続き力を入れていただければと願っております。	本市では例年、京都市国際交流会館において外国籍市民等を対象とした防災訓練を実施しており、災害時にとるべき行動や避難方法、日頃の備えなどに関する周知・啓発を行っております。 災害時における外国人次第については、「京都市避難所運営マニュアル」に、「避難所における外国人への配慮のポイント」を掲げ、各避難所において様々な対応を行うこととしております。とりわけ、必要な情報を伝えることは、不安を少しでも和らげるために重要であることから、多様な手段を使うこととしており、避難所内の施設名や簡単なフレーズを多言語で印刷することができる「災害時多言語情報作成ツール」などの活用も、マニュアルの中で紹介しております。 今年度作成した「京都市避難所運営マニュアル別冊（新型コロナウイルス感染症対策編）」において避難者に記載していただくこととしている様式については、英語版を作成するとともに、同様に、今年度作成した、「避難所の開設状況を表示する標識」についても、多言語表記（日本語（ふりがな付き）、英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語）により施設の入口等に掲示することで、外国籍の住民にも避難所の開設状況が一目でわかるようにしております。 また、令和2年7月には、避難所等での多言語対応を支援する、災害時多言語電話通訳サービスを導入し、避難所等が開設された際に、24時間19言語で電話通訳を利用できる体制を整備しました。 更に、観光客等の帰宅困難者対策についても、大規模災害時に観光客等の帰宅困難者が一斉に駅等に向かうことを抑制し、円滑に緊急避難先へ誘導するための「京都市帰宅支援サイト」を多言語化（英語、中国語、（簡体字・繁体字）、韓国語、やさしい日本語）するとともに、災害発生時のみならず、平常時から親しんでいただけるよう、旅行等に役立つ情報（鉄道運行情報、気象情報、観光情報等）の発信機能を備えたホームページとして運用してお

	委員名	御意見	京都市回答
			ります。 今後も、災害時における外国人への支援等について、関係機関とも連携し、取り組んでまいります。
4	京都市 身体障害児者 父母の会連合会 岡委員	重い障害のある人に対する避難等への対策も、当事者・当事者団体の声を聴いて引き続き講じていただきますようよろしくお願い申し上げます。	重度障害により、災害時の避難行動に支援を要する方への対策は重要であると認識しております。 本市では、令和元年度から、伏見区役所及び深草支所管内の障害支援区分6かつ単身世帯の方を対象として、個々の状況に応じた個別の避難計画を作成するモデル事業を実施しております。 計画作成に当たっては、対象となる方や日頃支援に関わる事業者等と面談等による意見交換を行いながら進めております。 事業を進める中で挙がってきた課題を検証し、今後の事業展開について、検討を進めてまいります。
5	京都府助産師会 岩見委員	「災害時の避難場所の確保に向けたホテル事業者等との協定締結の合意について」既存施設を利用した京都らしいアイデアで市民の皆様の安心にもつながる施策だと思います。 一点、妊産婦ならびに乳幼児については、避難先の確保はもちろんですが、社会的側面も考慮されると尚良いかと思います。助産師会としての協力や、産後ケア施設の利用なども視野に入れてはいかがでしょうか。	本市では、妊産婦や乳児に配慮した妊産婦等福祉避難所を平成27年度から整備し、これまでに市内16施設と事前協定を締結してきました。 また、毎年、京都市総合防災訓練等において、事前指定施設の皆様と妊産婦等福祉避難所開設・運営訓練を実施し、配慮すべき点や課題等を共有させていただいているところです。 特に、当該福祉避難所は周産期という限定的な時期の要配慮者に特化した福祉避難所となるため、発災時における円滑な開設・運営のためには、区役所・支所や事前指定施設、更には京都府助産師会等も含め、様々な関係機関の皆様との連携が非常に重要だと認識しております。 引き続き、災害時の体制等について検討を進めてまいります。

	委員名	御意見	京都市回答
6	京都府建築士会 堀尾委員	仮設住宅において、建設する際に資材を調達するのが困難な場合を想定し（コロナなど輸入が困難となり資材不足となる）、それを最小限にするため、あらかじめ予定されているオープンスペースに建設可能な仮設住宅数に必要な材料を、北山杉など出来るだけ地域産材を活用したベンチや遊具などを作り、それをバラして簡単に組み立てられる仮設住宅（校舎造りみたいなもの）に転用できたら理想的だと感じました。 土砂災害の指定場所において（特に急斜面）、それを安全な土地に造成しようとするとする場合、風致地区などにおいて、木の伐採が認められないため、災害と景観との調整を京都市でとっていただきたい。	応急仮設住宅の建設用地は、京都市地域防災計画に基づき、災害対策本部設置時に立ち上げるオープンスペース調整チームと調整のうえ、候補地の被害状況等を踏まえて選定することとしております。 また、建設資材については、被災地に対応するための緊急性や耐久性を踏まえた導入が重要であり、その調達については、京都府との連携の下、建設関連団体との協定等により迅速に対応できるよう体制整備を進めております。 なお、市内産木材の利用拡大に向け、公共建築物の木造化・木質化に引き続き取り組んでまいります。 風致地区において、防災機能確保のための工事を実施する際には、風致地区条例に基づき必要最低限の樹木の伐採を認めています。そのうえで風致地区の趣旨に鑑み、緑化や修景についての配慮を求めており、御理解をお願いいたします。
7	京都医療科学大学 大野専門委員	議1-2 P11等に記載されている非接触型体温計については周囲環境に演散されやすい体表面の温度測定となるため、測定のタイミングや部位等に関する取り決めをし、また数値の評価についても内部である程度の統一見解を作ってください。	非接触型体温計による体温測定については、取扱説明書に基づき、額の温度を測定していただくこととしており、また、発熱があるか否かは、「京都市避難所運営マニュアル別冊（新型コロナウイルス感染症対策編）」において、37.5℃以上か否かを目安としつつ、本人の申告も参考にすることとしております。

	委員名	御意見	京都市回答
8	伏見区役所 山本委員	修正・変更内容, 特に新型コロナウイルス感染症対策や, 災害救助法における救助実施市の指定に伴う局・区(本部)業務については, 災害時に対応できるよう職制会議や研修等を通じて, 十分な周知をお願いする。	避難所での新型コロナウイルス感染症対策につきましては, 「京都市避難所運営マニュアル別冊(新型コロナウイルス感染症対策編)」の内容や, 宿泊施設の活用, マスク, アルコール消毒液, 非接触型体温計等の配備等について, 今後とも, 職制会議等を通じて, 区役所・支所にしっかりと周知してまいります。 また, 避難所の開設等の災害救助法に規定される救助事務については, 従前から京都府からの事務委任により本市が実施することとなっており, 国との調整や求償事務等を除き, 本市が実施することとなる新たな救助事務はありません。救助実施市として, 災害時に各局区等が円滑に救助業務を行えるよう, 災害救助法における救助業務等について, 研修等により周知を図ってまいります。